

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月25日（金）午後2時28分から午後2時55分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智

4. 欠席委員（2人）

10番	田口一廣
19番	寺田 浩

5. 出席推進委員（27人）

釜賀義孝  
本田あゆ子  
福島正一  
齊藤光幸  
中西千代志  
宮本貞義  
渡邊康之  
西田政彦  
吉田寛実  
中西芳裕  
石田雄一  
鶴山正行  
有村敏之  
吉田友彦  
瀬本浩和  
林田孝介

山口辰也  
増田武夫  
上原 誠  
宮崎 潔  
田崎千明  
松田英次  
島田弘美  
村上寿啓  
長井三規  
黒田浩一郎  
松田林一

#### 6. 議事日程

- 第1 議案第70号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請  
について
- 第2 議案第71号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請  
について
- 第4 議案第72号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定  
の許可申請について
- 第5 議案第73号 農用地利用集積計画について

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長 志水浩二  
次長兼係長 山本康博  
参事 橋本周斉  
参事 泉 正裕  
主事 桑野 直  
主事 平川祥子

#### 8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。 定刻よりまだ少し早いようでございますが、皆さんがお揃いですので、ただ今から3月の総会を開会したいと思います。</p> <p>本日は、田口、寺田委員から欠席の連絡が入っております。 本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>まだ、朝晩は冷え込みますが、日中は非常に暖かくなってきた今日このごろに、桜の花も、ちらほら咲いてきているのが、見えるようになりました。</p> <p>世界各国で、コロナウイルスの感染問題が出ておりまして、オリンピックも1年間、延期ということが決まりましたようでございます。なるだけ多くの人が集まる場所、密閉した場所では、会合を自粛して下さい、ということですが、この総会は、やはり審議するべきことがありますので、皆さんマスクを着用して、審議の方、よろしくお願い致します。</p>

これから、また農作業等忙しくなるかと思いますが、一つ健康には注意されていた  
だきたいと思います。

それでは、ただ今より、3月の農業委員会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

8番 門田静子委員、9番 中村道一委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。議案書の通り進行しますので、よろしくお願ひします。

議案第70号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、事  
務局より説明をお願いします。

事務局

議案第70号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議  
案書1ページのとおり、付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与が1件ありました。地目は、  
田5,794平方メートル、畑301平方メートル、計6,095平方メートルです。  
内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号に  
は該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方、よろしくお願ひ  
します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明を  
お願いしますが、2番、植柳については、担当委員が欠席のため、地区外ではありま  
すが、太田郷の渡邊委員に説明をお願いします。

では、議案に沿って担当委員さんから、説明をお願いします。

1番、郡築、お願いします。

推進委員

こんにちは。郡築校区の福島です。議案1号について説明致します。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、私と同じ〇〇〇〇に住んでおられまして、もう後継者がい  
なくて、条件が合えば売りたいという話は、たまたま〇〇〇〇の同じ野菜農家の〇〇さ  
さんが、その条件に満たすような話で、お互いに納得いく譲渡である、という話を聞き  
ましたので、この件に関して、許可はよろしいのではないかと、思います。

審議の方、よろしくお願ひします。

議 長

2番、宮地、お願いします。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。地区外ではありますが、要請がありましたので、今朝、申  
請地のほうを、一応確認に参りました。譲渡人の方が高齢になられて、果樹園の管理  
が少し難しくなってきた、ということで悩まれておられました。そこで、譲受人の方  
が経営規模拡大により、そこを買われて、そのまま果樹園の管理をされるということ  
でした。申請の場所ですが、古麓公園〇〇〇△△△メートルの地点です。別に何ら問  
題はないと思いますので、御審議方、よろしくお願ひ致します。

議 長

3番、二見、お願いします。

推進委員

二見地区の瀬本です。3番について説明します。

この件について、3月23日、農業委員の平野さんと2人で、申請人に対して現地  
確認と調査を行いました。場所は、二見〇〇保育園から△△△メートルぐらい行った  
所と〇〇〇〇〇の下に当たる所です。譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に住んでいて耕  
作が困難なため、譲受人の〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんから贈与をされたものです。  
譲受人の〇〇〇〇さんは、親子でブドウを中心に作られていて、移転後も将来にわたり、

有効に事業されるものと考えています。したがって、この件について、担当委員として、何ら問題がないと思います。御審議の方、よろしく申し上げます。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第71号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第71号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書2ページのとおり、付議いたします。

今月の申請は11件で、その内容は、議案書記載の通りです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について、説明致します。

1番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定にある、目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるものに該当し、許可は可能と考えます。なお、既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はないと考えます。

次に、2番の案件は、農用地区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地のため、許可は可能と考えます。

次に、3番から3ページの7番までの案件は、備考欄記載の通り、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、8番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。なお、既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はないと考えます。

次に、9番の案件は、JR千丁駅から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地については、検討済みであり、許可は可能と考えます。

次に、10番の案件は、備考欄記載の通り、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

4ページをお願いします。

最後に、11番の案件は、八代市鏡支所から、概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地については検討済みであり、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、郡築、お願いします。

推進委員

郡築の釜賀です。1 番と 2 番の方を説明させていただきます。

1 番ですけども、2 月 10 日ごろ、〇〇〇〇ですけども、〇〇〇さんが来られまして、病院のほうが、もう老朽化、耐震性がないということで、申請地を買って病院長を新築したい、ということでした。これ、譲渡人の〇〇さんの宅地の一部に畑があり、今回の申請になったものと思います。

2 番ですけども、場所からいいますと元郡築農協の〇〇になりまして、そこに〇〇〇〇がある訳ですけども、敷地が狭いということで、隣接する申請地を利用したいということになります。

以上です。

議長

3 番、代陽、お願いします。

推進委員

代陽・太田郷担当の渡邊です。3 番から 5 番につきまして、御説明いたします。

まず、3 番、3 月 21 日、太田郷の田口委員と共に申請地を確認に参りました。譲受人の方から買って住宅分譲地を販売したい、とのことでした。申請地ではありませんが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、南側 15メートル地点です。何ら問題はないと思います。

4 番、同じく譲受人の方が買って住宅分譲地として販売したいということでした。場所は、松江町、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の隣となります。何ら問題はないと思います。

続きまして、5 番、太田郷、申請地ではありますが、竹原町、熊本労災病院東側駐車場〇〇の〇〇になります。譲受人の方が買って、宅地分譲地を販売したいということでした。何ら問題はないと思います。

御審議方、よろしくお願い致します。

議長

6 番、麦島、お願いします。

推進委員

植柳・麦島担当の吉田です。6 番について説明いたします。

3 月 24 日に農業委員、中村さんと現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇となり、地目は畑です。ここに個人住宅を建てたいということで、この案件につきまして、何ら問題はないと思いますが、審議の方、よろしくお願い致します。

議長

7 番、高田、お願いします。

推進委員

高田担当の中西です。7 番について説明いたします。

23 日の日に高野委員さんと、申請地の確認を行いました。場所は本野町 9 9 1 番 1 で、八代市保健センターから、〇〇に△△△メートルほどの所にある田んぼで、近所には個人住宅が立ち並んでおり、今回、譲受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が事務所を置かれている、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くである、〇〇さんの土地を買ってグループホームを建設されるとのことです。何ら問題ないと思われま。御審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

8 番、金剛、お願いします。

推進委員

金剛の鶴山です。8 番について説明します。

3 月 20 日に内田農業委員と現地調査、確認をしました。申請場所は、水島土地改

良区の〇〇およそ△△△メートルほどの位置です。譲渡人は〇〇〇〇在住で農業はされてないということで、他に農地はありません。譲受人は、宅地と隣接する農地を買い受けられて個人住宅を建設したいということです。自治会及び建設する近隣、農地所有者とも合意が得られ、何ら問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

議 長 9番、千丁、お願いします。

推進委員 千丁の山口です。9番を説明します。  
3月23日に農業委員の深田さんと推進委員の3人で、現地を確認しました。現地は、右方向に住宅、左方向も住宅に囲まれており、〇〇さんの田を、〇〇さんが買い取って家を建築するという事です。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 10番、鏡、お願いします。

推進委員 鏡担当の田崎です。10番、11番について御説明します。  
まず、鏡村ですけども、3月22日に現地確認を行いました。県道14号線の〇〇〇〇のすぐ〇〇の裏になります。鏡村の住居の間に挟まれていまして、個人住宅を建てたいという要望でした。何ら問題はないかと思ひます。  
11番に関してですけれども、これも県道14号線沿いをちょっと上がったところの〇〇〇〇の〇〇に位置する二反三畝ぐらゐの田んぼです。一応、〇〇〇〇が所有して、〇〇〇〇の資材置き場として賃貸をしたいという意向でした。何ら問題はないと思ひます。よろしくお願いします。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第72号農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第72号農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定の許可申請について、議案書5ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、賃借権が1件、使用貸借権が2件、合計の3件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番から3番の案件、全て備考欄記載のとおり用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

なお、2番及び3番の案件は、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。  
事業の確実性や周辺農地に今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中田です。1番について説明します。

場所的には、田中東町の〇〇〇〇〇〇の〇〇に当たり、周りは住宅地で、現況、造成済みの駐車場として利用されている農地です。ここに個人住宅兼店舗を建築しても何ら問題がないと思います。

なお、この案件は、〇〇〇は〇〇さんの父親で貸家建築で申請されていましたが、亡くなられたため、〇〇〇〇〇の申請となります。御審議をお願いします。

議 長

2番、太田郷、お願いします。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。2番、3番について御説明いたします。

まず、2番、場所は中片町県道八代港線、〇〇〇〇〇〇、南側△△△メートル、西片児童公園〇〇に当たります。譲渡人、譲受人ともに親子関係でありまして、父の所有する申請地と隣接する宅地上の農舎を取り壊して、個人住宅を新築したいとのことでした。

なお、一部分が転用の許可が出ていなかった、ということで今回の申請となりました。別に何ら問題はないと思います。

続きまして、3番、申請地は、西片町、〇〇〇〇駐車場内にあります。平成14年に転用許可を受けてレストランを経営しておられましたが、敷地内にある一部分が申請漏れということで、今回改めて申請の運びとなりました。別に何ら問題はないと思います。

御審議方、よろしく願いいたします。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第73号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を議案書6ページから10ページのとおり付議いたします。

今月の利用権設定は、賃借権設定が29件、使用貸借権が9件、合計38件で、面積は16万3,662平方メートルです。また、所有権移転は5件、面積は1万4,442平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件に該当する、と判断されます。

なお、農地の売買については、担い手への譲渡を促すため、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画等により譲渡した場合には800万円、買い入れ協議により農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合には1,500万円までの特別控除が認められていますので、売買の相談があった場合は事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月4月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、4月13日月曜日、14日火曜日の2日間を予定しています。現時点で関係する地区は、郡築十番町、昭和明徴町、竹原町、日奈久新開町の予定です。地区の担当委員さんへは、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地利用計画、集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、許可不要転用届、地目変更、農地改良届、非農地通知、非農地証明願、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の届出、通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、3月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名押印する。

令和2年3月25日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_